平３０情・個審第１６号
平成３１年３月１５日

秋田市長　穂　積　　志　様

秋田市情報公開・個人情報保護審査会
会　長　柴　田　一　宏

秋田市情報公開・個人情報保護審査会における審議結果について（報告）

当審査会は、秋田市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成28年秋田市条例第８号）第２条第３号の規定に基づき、平成３１年２月２５日付け平３０文法第３２３９号で依頼のあった下記の審議事項について、同年３月５日開催の会議において調査審議を行いましたので、その結果を意見として別紙のとおり報告します。

記

１　審議事項
ドライブレコーダーにより、本人同意を得ずに画像データを収集することの公益上の必要性等について

２　審議の類型
防犯又は事故防止を目的とし、公用車に設置したドライブレコーダーにより、特定の個人を識別できる画像が収集される場合

別紙

当審査会の意見

1　審議した類型について、当審査会の意見は次のとおりである。

ドライブレコーダーによる録画画像には、その性質上、特定の個人を識別できる画像が含まれる可能性がある。このような画像は、秋田市個人情報保護条例（以下「条例」という。）上の個人情報に該当し、その収集に当たっては、本人から直接収集することとなっているが、事前に本人から同意を得ることは不可能である。

しかしながら、公用車における不測の事故又は事件が発生した場合は、録画画像を確認することにより、当該事故等の発生状況および正確な事実関係を把握することができるほか、職員の安全運転の意識が高まることや、あおり運転等の犯罪の抑止効果も期待できる。このように、公用車の安全な運行等の観点から、その設置目的を公用車の事故を減少させることとするドライブレコーダーにより個人を識別できる画像を収集することは、公益上特に必要があると認められるものと解する。

よって、次のとおり条例第５条第２項第７号の規定に基づき、「本人以外からの収集禁止の例外」の類型に新たに加えることを認める。

本人以外からの収集禁止の例外（条例第５条第２項第７号）

類　　型		本人以外から収集する理由等
22	公用車の事故を減少させることを目的とし、公用車に設置したドライブレコーダーにより、特定の個人を識別できる画像が収集される場合	①ドライブレコーダーの記録画像には、不特定多数の特定の個人を識別する画像が含まれる可能性があるが、本人から同意を得ることは不可能である。 ②公用車における不測の事故等が発生した際は、当該録画画像により、発生時の状況等正確な事実関係を把握することができるほか、職員の安全運転意識の高揚や事故等の抑止効果も期待できる。

2　以上のほか、次のことを当審査会の要望として付記する。

ドライブレコーダーによる録画画像は、その取扱いによっては個人のプライバシーを不当に侵害するおそれがあることから、制度運用に当たっては、当該録画画像の性質を勘案し「防犯カメラ等に係る個人情報の取扱いに関する要綱」を改正した上で、同要綱および条例に則し、その取扱いに慎重を期するよう求める。

なお、今後、設置範囲が拡大するなど運用に変更等があった際は、随時運用を見直し適切に管理していくよう要望するものである。